

第三十一回国会 衆議院 通信委員會議録 第六号

昭和三十四年二月五日(木曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 淺香 忠雄君
理事 秋田 大助君 理事 進藤 一馬君
理事 橋本登美三郎君 理事 片島 港君
理事 金丸 徳重君 理事 小松信太郎君
理事 原 茂君

出府國務大臣
郵政大臣 寺尾 豊君
出席政府委員
郵政事務次官 廣瀬 正雄君
郵政事務官 板野 學君
(郵務局長)
郵政事務官 加藤 桂一君
(貯金局長)
郵政事務官 大塚 茂君
(簡易保険局長)
郵政事務官 濱田 成徳君
(電波監理局長)
委員外の出席者 専門員 吉田 弘苗君

二月四日
委員大倉三郎君辞任につき、その補
欠として椎熊三郎君が議長の名で
委員に選任された。
委員に選任された。
同日
委員小澤貞孝君辞任につき、その補
欠として川村慈義君が議長の名で
委員に選任された。

同日
委員川村慈義君辞任につき、その補
欠として小澤貞孝君が議長の名で
委員に選任された。

欠として小澤貞孝君が議長の名で
委員に選任された。

同日
理事武知勇記君、片島港君及び森本
靖君同日理事辞任につき、その補欠
として進藤一馬君、原茂君及び金丸
徳重君が理事に当選した。

二月四日
有線放送業務の運用の規正に関する
法律等の一部改正に関する陳情書
(茨城県町村会長川村備)(第二六一
号)

電信電話公社の電話賃金の取扱いに
関する陳情書(東京都北区上中里町
一の一四太田財政研究所長太田政
記)(第二六二号)

電話加入権賃に関する臨時特例法の
運用に関する陳情書(東京都北区上
中里町一の一四太田財政研究所長太
田政記)(第二六三号)

電話加入権賃に関する臨時特例法実
施記念切手発行に関する陳情書(東
京都北区上中里町一の一四太田財政
研究所長太田政記)(第二六四号)

郵便貯金の利子引上げ等に関する陳
情書(東京都北区上中里町一の一四
太田財政研究所長太田政記)(第二六
五号)

は本委員会に参考送付された。

損失特別処理法第四条の臨時特例等
に関する法律案(内閣提出第六三三
号)簡易生命保険法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一〇二二号)

郵政行政に関する件

〇淺香委員長 これより會議を開きま
す。

この際簡易生命保険法の一部を改正
する法律案について大塚簡易保険局長
より、提案理由に対する補足説明を求
められております。これを許します。

大塚局長。
〇大塚政府委員 それでは、大臣から
提案理由の御説明がございましたが、
その細部を補足する意味におきまし
て、家族保険制度の概要につきまして
御説明を申し上げます。

この制度を作りました目的は、大臣
の御説明にあつた通り、簡易な手続と
安い保険料で家族を一つとした簡易保
険を提供いたしまして、経済生活の安
定に資するというのが目的でございます
が、もうちょっと具体的にこの制
度のねらいを申し上げますと、現在わ
れわれの経済生活というものは、家庭
を単位に行われておりました、その家
庭の所屬員のだれに事故が起つても、
その家庭の経済生活の安定というもの
が阻害されるという実情にかんがみま
して、結局家庭の所屬員全員が、でき
るならば保険に入っておくということが
が経済生活の安定という点から見ても
必要であるというふうに考えまして、そ
の家族全員を一つ保険に入れる、しか

も、なるべく簡易な手続と安い保険料
でそれができないかということを研究
いたしました結果、かような制度を作
ることになったわけでございまして、
なお日本の世帯の数は、全部で千八
百万余りございまして、そのうちで簡
易生命保険にも民間生命保険にも一
人入っていないという世帯が約三七
％くらいあるようにわれわれの調査では
承知をいたしております。そういう全
然保険に加入していない未加入世帯を
これから国営としての簡易保険にお入
れするということになります場合に、
従来の養老保険等によります場合に
は、一人々々別個の契約になりました
て、手続が非常に複雑になる。同時に
一人々々が従来の保険でございまして
と、その全世帯の保険料を合せますと
相当な多額の保険料になるということ
になりますので、必ずしも全世帯が入
り得るということになりません。そう
いう点を考えまして、なるべく一個の
契約で、しかもできるだけ安い保険料
で、全世帯員に保険を付したいという
ことを考えまして、この制度を考案
いたしましたわけでございまして、それで、
これは結局簡易生命保険法第一条の趣
旨に合致するものでございまして、
簡易生命保険法の一部改正によりまし
て、その一つの保険種類ということ
で実施することになったわけでござ
います。

その保険の内容は、家族と申しまし
てもいろいろございまして、最も典型
的な世帯であります夫婦及びその子供

というものを対象にして、これを一つ
の保険対象にするということにしたわ
けでございまして、それでその内容を見
ますと、保険契約者になりますものは、
その世帯の夫または妻どちらでも
いい建前になっております。結局その
家庭経済のなない手である方の夫また
は妻どちらかが保険契約者になる。そ
うなりますと保険契約者には六十才満
期養老保険と同じ内容の保険がつきま
して、その配偶者には六十才までの定
期保険、子供につきましては二十才ま
での定期保険というものが当然につ
てくるという内容になっております。

保険の金額は、現在の最高制限額を
かぶりまして二十五万円をこえるこ
とはできないわけでございまして、保
険契約者についてはその保険金額が、
配偶者についてはその保険金額が、
子供につきましてはそれぞれ子供一人に
つきましては保険契約者に対する保険金
額の百分の二十というふうに法定をい
たしております。

それから保険料は、保険契約者であ
る被保険者の加入年齢によつてきまる
ということになっております。それか
ら保険契約者につきましては保険金の支
払いをした場合には、その後の保険料
の払い込みはこれを免除する。しかし
配偶者及び子供についての定期保険は
それぞれ所定の年齢までその後といえ
ども継続して存在するということにな
つております。また子供の数によつ
て保険料は変えない。子供が何人おり

も、なるべく簡易な手続と安い保険料
でそれができないかということを研究
いたしました結果、かような制度を作
ることになったわけでございまして、
なお日本の世帯の数は、全部で千八
百万余りございまして、そのうちで簡
易生命保険にも民間生命保険にも一
人入っていないという世帯が約三七
％くらいあるようにわれわれの調査では
承知をいたしております。そういう全
然保険に加入していない未加入世帯を
これから国営としての簡易保険にお入
れするということになります場合に、
従来の養老保険等によります場合に
は、一人々々別個の契約になりました
て、手続が非常に複雑になる。同時に
一人々々が従来の保険でございまして
と、その全世帯の保険料を合せますと
相当な多額の保険料になるということ
になりますので、必ずしも全世帯が入
り得るということになりません。そう
いう点を考えまして、なるべく一個の
契約で、しかもできるだけ安い保険料
で、全世帯員に保険を付したいという
ことを考えまして、この制度を考案
いたしましたわけでございまして、それで、
これは結局簡易生命保険法第一条の趣
旨に合致するものでございまして、
簡易生命保険法の一部改正によりまし
て、その一つの保険種類ということ
で実施することになったわけでござ
います。

その保険の内容は、家族と申しまし
てもいろいろございまして、最も典型
的な世帯であります夫婦及びその子供

というものを対象にして、これを一つ
の保険対象にするということにしたわ
けでございまして、それでその内容を見
ますと、保険契約者になりますものは、
その世帯の夫または妻どちらでも
いい建前になっております。結局その
家庭経済のなない手である方の夫また
は妻どちらかが保険契約者になる。そ
うなりますと保険契約者には六十才満
期養老保険と同じ内容の保険がつきま
して、その配偶者には六十才までの定
期保険、子供につきましては二十才ま
での定期保険というものが当然につ
てくるという内容になっております。

保険の金額は、現在の最高制限額を
かぶりまして二十五万円をこえるこ
とはできないわけでございまして、保
険契約者についてはその保険金額が、
配偶者についてはその保険金額が、
子供につきましてはそれぞれ子供一人に
つきましては保険契約者に対する保険金
額の百分の二十というふうに法定をい
たしております。

それから保険料は、保険契約者であ
る被保険者の加入年齢によつてきまる
ということになっております。それか
ら保険契約者につきましては保険金の支
払いをした場合には、その後の保険料
の払い込みはこれを免除する。しかし
配偶者及び子供についての定期保険は
それぞれ所定の年齢までその後といえ
ども継続して存在するということにな
つております。また子供の数によつ
て保険料は変えない。子供が何人おり

まして、結局保険料は同じだということになっております。

それから保険料の計算の基礎は、死亡率、予定利率、附加率ともに従来の法律の規定によりますものをそのまま使っております。ただ家族保険の特別の根拠としては、子供の出生率及び既婚率というものが新たに計算の基礎として加わった。これは昭和二十五年の国勢調査に基づきます有配偶女子の年令別出生率及び既婚率というものを計算の基礎として用いております。

加入できます年令は、保険契約者の年令二十才以上五十才以下、結局夫婦という事になりますので、二十才以下の夫婦というものはないことはいざいせんが、きわめてまれでございまして、また子供も当然ある家庭でなければならぬということも予想されますので、二十才以上。それから五十才以下としたのは、六十才までの保険ということになっておりますので、あまり保険期間が短かいということになりますと、保険としての意義が非常に薄くなるということも考え、また契約者が五十才以上になりますと、子供が大体年令二十才をこす場合が多くなりまして、子供の数も少なくなり、この家族保険の魅力も少なくなるといふ点も考えまして、二十才以上五十才以下というふうにしたわけでございます。配偶者と保険契約者との年令の差は、現在の統計と保険料計算基礎とを考慮いたしまして、夫が契約者であります場合には、妻が年長であります場合は七才以内の年長、または妻が年少者であります場合は十二才以内の年少者というふうに限定をいたしております。

それから被保険者となりますものは最初申し上げましたように配偶者とその子供でございますが、その配偶者があつて離婚をしたというような場合には、当然その家族生活といふ事か、家庭経済から抜けていきますので、これは被保険者の資格を失うということになっております。ただそのあとにまた再婚をして後妻を迎えたというような場合には、その後妻の人を被保険者になし得るということにいたしております。ただ配偶者が途中で死亡した場合には、その後妻にももらつた後妻の方は、一たん保険金を受け取つておきますので、被保険者にはなれないというふうにしてあります。子供につきましては、その契約者を中心としたしまして、契約者の子でありますれば、嫡出子はもちろんのこと、養子でもよろしい、また私生児で認知を受けた者でもよろしいということにいたしております。ただ認知を受けない私生児はその立証がはなはだ困難でありますので、これは除かれております。そして子供は生まれて一カ月間は非常に死亡率が高いものでございまして、これを被保険者としたとしますと保険料を相当高くしなければならぬといふことがございまして、生まれて一カ月間は被保険者になれない、しかし一カ月たてば当然被保険者になるという建前にいたしております。

それから面接及び告知義務につきましては、保険契約者及びその配偶者だけについて面接及び告知義務を課しまして、子供については面接義務も告知義務も要らないということにいたしております。ただいろいろ道徳的危険とか、あるいは逆選択というふうなことも考えられますので、保険金の削減という点につきましては、従来の簡易保険より多少嚴重にいたしております。ことに子供の案件におきましては、保険金の支払い制限の規定を約款で定めるわけでございまして、多少従来よりきびしくいたしまして、三才未満で死亡した場合には契約保険金額の四割、六才未満で死亡した場合にはその八割だけを支払うというふうなことにいたしまして、幼児に対する道徳的危険の防止等の考慮を払つたわけでございます。

その他こまかい点もありますが、家族保険の構成の概略を申し上げますと以上の通りでございます。

○浅香委員長 次に、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案について貯金局長より、提案理由に対する補足説明を求められております。これを許します。加藤貯金局長。

○加藤(桂)政府委員 先般大臣より提案理由の御説明をいたしましたのでございしますが、少しく補足いたしまして御説明申し上げたいと思ひます。

この法律案の内容は、最も簡単に申し上げますと、第二封鎖で三割相当額が切り捨てられた、その郵便貯金または郵便振替貯金の元本に對しまして、その切り捨てられた昭和二十四年二月二十一日から本年の三月三十一日まで、郵便貯金または郵便振替貯金として預入が續けられておたならば、かかるべき利子を計算いたしまして、その利子を加えました金額を、旧預金

者または旧加入者にお返しをするという内容でございます。

しかしながら、こういったたすかしい名前の、長い名称の法律案を出さなければならぬ理由、それから第一封鎖、第二封鎖というふうなものがございまして、当時のいきさつにつきまして、少し簡単に御説明申し上げたいと思ひます。第一封鎖、第二封鎖がございしたのは、御承知のように昭和二十一年の二月十七日に金融緊急措置令というものが、これは緊急勅令でございまして、施行されました、民間でもそうでありましたが、こういった郵便貯金等につきましても、一定金額以内の生活費等に充てる金額を除いて全部封鎖されたのでございまして。その封鎖のやり方は、一口三千円未満の貯金は全部第一封鎖、それから一口三千円以上は、一世帯ごとに、かつ一金融機関ごとに名寄せいたしまして、一世帯について家族一人四千円の割合で八人まで、最高三万二千円までをとるか、あるいは家族の少い世帯におきましては一万五千円まで、その多い方をとるといふことで、それ以上のものは第二封鎖になる。それから法人名義のいわゆる団体貯金につきましては、三千円以上のものは一万五千円までは第一封鎖、それ以上は第二封鎖ということ、第二封鎖預金ができただけでございます。

しこういたしまして第二封鎖ができただけでございますが、大蔵省預金部の対外投資その他いろいろいたしておりますた関係上、終戦後相当の赤字が生じたわけでございます、その赤字を補てんいたしますために、ここに題名に出ております大蔵省預金部等損失特別処理法という法律をもちまして、その第一条から第五条までの規定に基づきまして当時の預金部の運用資産を評価いたしました、その評価額は六十三億一千五百万円という損失が立つたのでございまして。その内訳は、満鉄の起債を持つておたとか、あるいは対外投資等をいたしておりましたのが返つてこないということ、一応ゼロということに評価損を計算いたしまして、その合計が六十三億一千五百万円となつたのでございまして。その後、当時全然回収ができなかつたと思つておりました額のうちから、経済情勢の変化によりまして回収額が出て参りまして、たとえば一例を申し上げますと、興業銀行などの特殊銀行の債権が当時二十三億三千二百万円の評価損を見込んでおりましたのに対して、現在では十七億一千二百万円というふうな回収額が出て参つたやうなわけでございまして、合計いたしまして現在二十六億余の回収額が出て参つたわけでございまして。當時この六十三億一千五百万円の赤字を補てんするために、一般会計から三十六億一千八百万円を補償金といたしまして借りまして、なお足りないところを郵便貯金、郵便振替貯金の第二封鎖預金のうち三割に相当する金額、すなわち一億六千九百万円をこれに充てまして、そうして赤字補てんの処理をいたしたのでございまして。従ひまして、昭和二十四年二月二十一日に、この第二封鎖の三割に相当する金額に当る郵便貯金または郵便振替貯金の権利は、一応消滅したまま現在に至つておるのでございまして。この際民間におきましては、郵便貯金の約倍の率の六割七分に相当する金額が打ち切りになつた次第でございまして。ところがその後民間に

おきましては、調整勘定に利益が出て参りまして、従いまして最近におきまして、ほとんどの銀行がこの第二封鎖で六割七分を打ち切りました金額に對しまして補償を完了いたしましたのでございます。また生命保険会社等におきまして、すでに利益金の分配を完了いたしましたという様な事情もございまして、この第二封鎖預金の切り捨てられた額をどうしても早くお返ししようという事になりました。まだ一般會計から借りた金の三十六億一千八百万円を返すには約十億くらい金が必要ないでございまして、その大蔵省預金部等損失特別処理法第四條は、その評価益が出て参たら、必ずこの一般會計から借りた補償金をまず第一番に返却いたしまして、それでなお余りが出た場合には政令をもって自由に処分をしていこうということになっておりますので、もうあと十億たまるのを待ちまして処理をすることになれば、こういう法律を出さなくても旧預金者並びに旧加入者に返せるわけでございますけれども、それを待つておいては民間とのつり合いもとれませんし、また国の郵便貯金に対する信用等にも関係いたしますので、早くお返しをしようというわけで、この切り捨てられた元本一億六千九百万円に、七千余万円の利子をつけた約二億四千百万円という予算をどこから出すかという事になったわけでございますが、これを旧預金部のいわゆる閉鎖勘定の中から上って参りました評価益二十六億何がしの中から一応先借りをいたしまして、そうしてこれをもとにして郵便貯金の旧預金者にお返ししようということになったわけでありまして、

従いまして、この大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例の措置をいたそうという事で、こういって特別の法律を必要とするように相なったわけでございます。従いまして、この一人当りの元利合計は大体幾らくらいになるか申し上げますと、郵便貯金におきましては平均元利合計二千八百円でございます。郵便振替貯金におきましては一人当り七千四百四十円ばかりになるわけでございます。従いまして、この対象の人員は約八万人でございまして、四月一日からこの法律は施行するということになっておりますので、四月一日から申し込みを受けましてお返しをすることになるわけでございますが、この申し込みの受付期間は、法律施行の日から起算して二年間という事になっています。その申し出られた権利に對します消滅時効は、會計法三十條に基きます五年間という事になります。おきまして、一番最終に申し出られた方について申し上げますと、七年間金を払う期間というものを要するわけでございます。それいたしましたしまして、七年間たちまして全然要らなくなった金はどうかと申しますと、これは資金運用部特別會計に返すということになっておるわけでございます。大体以上のような次第でございます。

○淺香委員長 次に、郵政行政に関する件について調査を進めます。質疑の通告があります。順次これを許します。金丸徳重君。

○金丸(徳)委員 一昨日の予算委員会席上で、わが党の中崎委員の質問に對しまして、岸総理並びに外務大臣が中共との関係の調整については静觀の態度をとっておられるけれども、しかし何か打開の熱意も持つのだというやうな答弁につけ加えて、中でも郵便協定などについても非常にめどがつきかけておられるかのような口吻を漏らされておったのでありますが、果してそういう事案があるのか、それらについて郵政大臣から詳細に承りたい。

○寺尾國務大臣 中共との郵便協定と申しまするか、郵便物の直接交換については、去る国会におきまして金丸委員から御熱意のある御質疑等もございまして、政府といたしましては、今の形にありまする香港郵政庁の折衝、交渉による交換という事におきましては、非常に不便があることは御承知の通りでございます。たとえば上海向けにいたしまして、これを直接交換という事になって船便を利用いたしますならば五日くらいで到達するものが、現在二十日間を要しておる。しかも通常郵便物に限られておつて、小包であるとかあるいは小型の包装物というものについては、全然これが行われていないという事で、国民の郵便に對する利用という事に対しては、政府としては全面的にその便利をはかり、そういうたような直接交換の方法をとらなければならぬということでは、御質疑のように当然であります。昭和三十年から折衝を重ねて参りましたが、この前の委員会でも御答弁申し上げましたように、日本側におきましては第三国を主張するとい

りやうな事、向うは北京あるいは東京というやうな事を要望するといふやうな事で、そこに不一致と申しますか、妥協点が見出せないという事情で、今日まで延び延びになったわけでありまして、開議におきまして、去る閣議において私は特に外務大臣に要望いたしまして、もはや開議地にこだわるという場合ではないではないか、だから場合によればジュネーブでなくちゃ困るといふたやうなことから一歩を進めて、兩國で十分検討して、この開議地を早急に理解し合つて決定をするという事によって、積極的に自分としては直接交換といふことの協定をやりたいのだ、どうだろうかといふことで強く外務大臣に要望いたしましたところが、外務大臣も、当時の中共との関係も好転していくやうな明るい形も考えられるのだからさういたしまして、さういふことでありまして、どうしても直接の交換をいたしませんと、経済上、貿易上に裨益するところも少いし、さういふたやうな面は純政治的といふやうな事でなくて、むしろ純郵便技術の問題として早急にやつてほしいといふことで、基本的な考え方といつたしましては、総理もそのときにさういふ方向で、やはりできるだけすみやかに純郵便技術の問題として、政治問題といつた形をむしろとらないで、早急に直接交換のできるやうな交渉をするといふこと、実は閣議でも決定事項ではありませぬけれども、一応外務大臣の了承もありまして、開議地にこだわらぬ、従つてこれについても一回こちらの方から向うの方にさらにさういふた直接交換に對する話しかけを早くにやりたい、さういふことになって

おりますから、多分予算委員会においてもさういふ面、貿易の面、あるいは特に郵便協定といふものはできるだけすみやかにやるといふ政府の方針が、一歩進んだといふことを申し上げることができると思ふのであります。従つて所管の責任者である私といたしましては、これは先般の委員会において御注意もされましたように、私自身も積極的にさういふたやうな直接交換ができるだけすみやかに行われますやうな折衝をいたして参りたい、かように考えております。

○金丸(徳)委員 今のお話で予算委員会において外務大臣が繰返し答弁されておつたところの郵便協定及び航空協定などについては、できるだけ早く積み重ねる方式中の特に土台となるべきものとして進めていく方針であるといふお答え、決して中崎委員の追及に對する言ひのがれでないといふこともわかつたのであります。さて、そこでさういふ言ひますと、一そう私は郵政大臣に積極的な行動をお願いしなければならぬ段階になつたと思ふのであります。開議地が云々であるとか、交渉委員の人員がどうであるとか、交渉の責任がどうであるとかいふこともござるが、私はたびたび今までもお願いしておつたのであります。業務当局者として、さういふ四角四面の交渉の前提として積極的に、いわば商人としての立場からでも進めておかなければいけないのじゃないかといふ私どもの考え方、この際さういふ外務当局の了解もあるといふか、外務当局の熱意もあることであるから、さらにそれを一そう積極的に進めておかれませんか、積み重ねる方式の土台がまだきまらぬ先

に、何もできない先に、上の方の交渉になつてしまふということにならないとも限らないと思います。それで大臣もこれから一そう積極的に進めるからと、こう言われますが、それらについての何か具体的なめどなり方法などについてお考えを漏らしていただくわけにはいかないものでございまいしょうか。

○寺尾國務大臣　どもつともだと思ひます。従ひまして、總理並びに外務大臣等とは、基本的な方針としてそういう方針でいこうということの了承は得ておりますから、お示しのようにこれをも具體的にどう進めるかということにつきましては、早急に省いたしまして検討し、また方針を決定いたしましたして、その方針がきまり次第第一本委員会にもその方針をできるだけすみやかに御報告申し上げたい、かように考えます。

○金丸(徳委員) 早急にというお答えでありますから、それ以上のお答えをいただくのもいかがかと思うのであります。これは前々特別国会以来大臣から、早急に早急にというお答えをいただいているわけでございます。そこで今度こそほんとうの早急だという意味におきまして、大臣にはんとらに早急な行動をとっていただくように……。

と言いますのは、何かそういうところからきつかけを求めて、日中間の貿易の調整なりその他人事交流というか、そうしたことの雪解けのきつかけが得られれば非常に仕合せだと思ふのです。それについては郵便などは最も都合のいい、やりいいことであります。過去のいろいろな経験から言いますとも、やはりそういうところから解けて

参つてゐるということをおもひますから、特に早急ということは今度はほゞおとりの早急の意味においてお願いしたい、かように思います。

○寺尾国務大臣　近日中に御報告申し上げます。

○金丸(徳)委員 次に私は、簡易保険について、簡易保険の新しい分野を開く意味においては画期的とも思われるような制度をお考えになって提案されているのでありますが、これに関連いたしまして、保険事業全般の現段階及び将来に横たわる問題などについて、二、三大臣にお考えを承わつておきたいと思うのであります。

簡易保險事業及び郵便年金事業がわが国の社会保障制度といふか、國民の下級大衆の生活向上あるいは生活安定を目的として事業を創始されたことについては、今さら私がここに申し上げるまでもないところであります。一般の民營保險事業などとは目的を異に、いわゆる崇高なねらいを持って始められている。この簡易保險事業が創始せられました大正五年、時の箕浦通信大臣が簡易生命保險法を提案いたしました際における議会の提案理由の中にこんなことが書いてあるわけです。その一部分を読み上げます。「事新しく申すまでもないことでありますが多數の下級社會をして克く恒の産を治め、秩序ある生活狀態を保たしむると云ふことは貧富の懸隔に伴ふて起る所の各種の缺陷を救済し、社會組織の健全なる發達を圖る所以であります。其方法としては種々あるであります。今此法案の目的とする所は比較的低廉なる料金を以て、又簡單なる手續に依り安全なる基礎の上に、保險の惠澤に多

數の下級社會をして浴せしむると云ふことが、一の緊要なる方法であると信ずるのであります。「これはその提案理由の一部でありますが、特に簡明にしかもまた直截に現われているところのものは、簡易郵便保險事業というものが当時の言葉で社会政策——社会政策とあとの提案理由には出てくるわけですが、社会政策に沿うものとして創始せられた。自来四十何年間その崇高な目的を達成せんとして政府及びこれに連なる従業員もその崇高な使命に生きて参つたわけであります。今日といえどもその使命及びその目的というものはいささかも變つておるわけではないと思ふのであります。

さて、さういふような簡易保険事業の目的は、今度国民年金制度が施行せらるるに當りまして、少しその分野がその方面に移つて参るのではないかと、郵便年金などについては特にその感を深くするわけでありますが、簡易保険の方におきましてもさういふ感を持つてであります。もともと非常に零細な金をためて将来の生活の安定をはからうというところに、この保険事業、特に簡易保険事業のねらいがあつたわけでありますが、今回の国民年金制度の完全実施までに至りますという、そうしたきわめて零細な金によつて将来の生活の安定を求めんとするところの社会層は、その方面で救われて参る。もちろん簡易保険のねらうところと国民年金制度のねらうところとは、全く一致するものではありません。ありませんけれども、大きなねらいからいたしますという、やはり国民下級層の生活の安定向上をはからうという両者の目的というものは、ある程度ダブつ

て参つておると思われれます。従つて国民年金制度の完全実施に伴ひまして、保険事業の活躍の部面というものは、ある程度——年金制度においてはことに——にそつでありますが、ある程度狭められて参るというようないふたすのであります。これらにつきましてはどうか。いろいろ御見解を持つておられますか。

委員はその筋の権威者でもあられますから、そういう御意見のあることは私も十分考えられる点であります。ただ、将来国民年金制度というものが相当に余裕を持ち、また国民の最低生活というものを保障できるといったところにも、まで発展をしていくということには、かなりの年数をまだ要するのではないかと。しかもこの制度は、御承知のように強制的に行うものであるといつてもいいものでありますし、たとえば簡保、年金等につきましましては、みずから将来というものを考えて、加入者の自主的な、将来に備えるという非常に高い気持でもって入るのである。そうしてまたその年金の中の子女の教育等に備えるというようなものにつきましましては、一応いわゆる特別の目的をもつて加入するものだということでもありますから、年金の場合におきましても、養老年金というものが占めますパーセンテージは、件数におきまして全契約者数のわずかに六％というのが現状でございます。しかもその養老年金の六％の中において、一時払いというものと分割払いというものとでは、一時払いが圧倒的に多数でありまして、全年金の契約件数に對しまして、分割払いというものは大体二％程度になっておるのが実情でございます。従いまして、

今この国民年金の創設によりまして、簡保に特別に大きな影響があるという点とは直ちに考える必要がないのではなからうか。それから簡易保険にいたしましても、国民年金がきわめてまだ出発当初でありますし、離出による年金にいたしましても、自分たちが少しでも向上した生活を希望するということであれば、各国の例を見ましても、簡易保険というものがむしろ国民年金の創設によって刺激をされてかえって伸びている、こういう実情もありまして、こういうふうなことに對しては、老後における一つの備えに對する真剣な考え方というふうなものもむしろ増大されてくるということにおいて、郵便年金あるいは簡易保険が、国民年金を創設したから非常にこれが狭められてくるとか、将来性がなくなるとかいうことにはならないのではないか。しかし大きな長い目で見てみましたときには、金丸さんのおっしゃるように、これについては国民年金の完全なものが実施をされるという時代を想定いたしますと、やはり影響を受けないわけにもいかないのではないかと、こういったようなことに對しては、将来の問題として相当検討していく必要があるのではないかと、かように考えております。

○金丸徳委員　今大臣から、年金制度についてはすでに何といいますが、年金制度創設時代の理想は捨ててしまつて、ごくわずかのものだけが残つておる、多くのものは学資などをめどとした定期年金というのですか、ああいうものに移行しておるという実情を承つた。私もそういうような傾向になることは、実は心配をして見ておったのでありますが、それだけに影響とい

うのも、今までの経済状態がそうであつた、ことに年金などにつきましては、インフレーションの最も痛手を受けたものの一つなんでありまして、過去において財産を傾倒して老後の安定をはかりつゝき込んだところの郵便年金が、わずかに百何十円とか、多くて千円程度のものきりもらえないといふようなことのために、非常にこの制度に対する憤懣といふものが、失望感を持たされておつたというのが、戦後今日までの状況であつた。ところが最近における通貨の安定といふことが、そういうところからして、再びこの年金本来の目的を發揮し得る時代になつたのではないかと思ふのです。そこで戦後何年か、まことに残念ながら短期のものに移行してしまつて、ほんとうの年金制度の理想のものを国民に勧奨する意欲も元氣もなくなつておつたところの簡易保険当局としては、この際通貨価値の安定、経済状態の向上といふことを機会として、本来のそれに持つていかねければならぬのではないか、そういうときにきた、こう思つておつたのであります。もうそろそろ本来の目的、本来のねらいに立ち返るべきとき、そのときに今度は国民年金制度がまた出てきたといふものですから、それに対してある程度の心がまえといふものは、それをかみ合せての何らかの方法が講ぜられていく必要があるとはいふ、こう思ふのであります。

それからも一つ保険につきましては、将来に向つては相当心配のものが残るかもしれないが、現段階においてはそれほどのはあるまい、完全実施までに参らぬから、こういうふうなお考へのようにあります。私はこれは逆であります。長い将来に向つてはそれほど心配はないかもしれないけれども、現段階においては、これはことに保険などを勧奨する現場の人たちといひましては国民年金制度といふものがあるからといふので、非常に勧奨——断わるというのではないけれども、食いついてこないといふような現象を一時的には持つておるのではないかと、いふ意味においては、遠い将来においてはむしろ年金制度などが強化されて参りますと、案外、現在の生活を詰めて将来に向つて安定をはかるといふ、これは人間の一番大事な、一番たつと考へ方、そういう思想が向上し普及して、あるいは保険、あるいは年金といふような制度を国民が理解し、これに入つてもらふといふことには都合のいい分野といふべきか、場面が展開するかもしれない、長い場面においては、しかし現段階においては、何年か相当苦勞するのではないか、こういふ心配を持つておるのではないか、そういう点についてはいかがでありますか。

○寺尾國務大臣 角度を変えてこれをみますると、全く私は金丸委員のおつしやる通りだと思ひます。ただ現状そのまゝを、養老保険の加入件数、養老年金の加入件数がわずかに六割といふような現実の問題をとらえて影響度が少いといふような答えを申したわけでありまして、この六割しか加入件数がないといふこと自体はゆゆしい問題である、私も全く金丸委員のおつしやる通り、同感でございます。このことが非常に苦勞をして年金あるいは簡保に入りながら、しかも満期になつた、あるいは戦後における貨幣価値の非常な激減によりまして、もつたときにはその当時の何百分の一の価値しかないものを保険金なりとして受け取つた、こういうことではもうこりごりだから、この年金とかあるいは簡保なんかにはとても入り切れないのだ。特に年金などにはそういう考へ方がある、今お話しのように、加入件数が非常に激減したといふことを考へますと、このパーセンテージをさらに多く持つていく、上昇せしむるといふ努力は私どもとしては、これは大きな責任であり、またさうにしなければならぬ、かように考へます。

それから国民年金が完全実施をされたといふ際の、遠い将来のことについて、そのときは問題だと申し上げましたけれども、このことも御意見を承わりますと、むしろこれはある意味において国民生活あるいは大衆の生活程度が向上をし、しかも文化の度合は、上昇をしていくといふことになれば、さうした場合における社会状況における老後の安定といふことであれば、国民年金もさることながら、やはり簡易保険等にも加入をいたしまして、いわゆるその老後に備へることもなつていくといふことも十分想像をされるわけでありまして、こういふような問題については御注意等も十分心いたしまして、今後これらの不振の挽回対策、こゝにいうことについて、十分当局の者等とも検討いたしまして、これを鞭撻をして進めていきたい、かように考へます。

○金丸(徳)委員 大臣も大体私の考へに同感していただいたようなことであります。そこで私はこしはばらくの間が大事だ、こういうことをあらためて一つ大臣に御認識をいただいて、これが対策をお願いしなければならぬと思つておるのではありませんが、私の口からあらためて申し上げるまでもございせん、最近の保険、年金事業、ことに保険事業などにおきましては、一方では民間保険の進出——事業創始当時を独占でいこうというその面をすつかり民間保険からも荒される形になつてきたといふこと、もう一つはまた共済、低額層への進出、下からは民保の下級層の発展といふようなことで、活動面が非常に狭められて参つておる。それに加へまして積立金の運用などについては、これは国営的ながゆへといへばやむを得ないことでありますけれども、不当な拘束を受けておる、最高制限額の撤廃といふわけにいきませんけれども、五十万円くらいといふ念願もなかなか容易に達成されないといふようなことからいいたしまして、簡易保険の募集勧奨上非常な苦勞が伴つておるのであります。それに加へまして人事管理の面からいって、給与、手当といふようなものも、国家公務員というワケの中でやらなければならぬといふことからいいたしまして、手かせ足かせ、そして頭打ちで、下からは突き上げられるといふような非常な苦勞の段階に入つておるのではありません。これをわすかにささえておるのは、現場の人たちが歴史ある簡易保険を守れという熱意、誠意に燃えて、ひたすら苦勞を重ねるということだけのやうであるのであります。それに今度はさらに年金事業の創始といふようなことか

らいたしまして、さしむきはやはり相対の狭められた活動面で働かなければならぬといふ事態が、こゝ何年かには続くのではないかと、こう思はれる。さうしてこの何年間という期間は、御承知の終戦直後における——これは簡易保険ばかりではありません、一般の保険事業が危機に直面して、その危機を何とか脱却しようとして非常に無理な経営あるいは募集の方策をとつて参つたことは、大臣も御承知の通りでございます。短期契約を募集するといふやうな、やむを得ない措置をとつた歴史もあるやうであります。そういうやうな短期契約などの処置が、こゝ何年間かの間にやらねばならぬ、こゝの経営の方針を立てて参らなければならぬといふことになりまして、片一方では活動面が非常に狭められておる、活動意欲を阻害するやうないろいろな手かせ足かせのものが重なる参つておる。そこへ持つてきて、今度は国民年金制度の創始といふやうなことからいいたしまして、加入量の減少も当然の間は覚悟して参らなければならぬやうな事態になつておる。こういふことについて、何かそれらを打開して参るところの具体的な方策をお考へになつておられるかどうか、進んで承わつておきたいと思ひます。

○寺尾國務大臣 郵便貯金といひ、また簡保年金等といひ、全くお説のやうにこれら民間企業が相当積極的な活動をして参りますし、またいま一方では、国民年金の創設、こゝにいうやうなことも出て参りましたから、これを守り抜く、さらにこれを伸ばしていくといふことについては、これに対して適

切な対策を講じていかなければならぬ
というところは全くお説の通りだと思
います。ことに積立金の運用利回り、こ
ういうようなことにつきましても、不
幸にして民間のそれに比較をいたしま
すと非常に低いわけであります。従っ
てこれらについては大蔵省等とも折衝
いたしまして、この簡保によりまして
得られました資金、この運用というも
のを、高度の運用をしていくというよ
うなことに大きくこれは考え直して、
対策を講じなければならぬじゃないか、
こういうことも、これは今までの郵政
大臣等が特に心配もし、また努力して
参ったところでありますけれども、こ
れがなかなか容易に解決をなし得な
かった問題だということは御承知の通
りであります。それからまた、これら
に従事いたします従業員の給与の問
題、待遇の問題にいたしまして、一
般民間と比較いたしまして、固定給の
ようなものは比較的こちらが有利であ
りますけれども、しかしこの募集に対
する手当の面におきましては、はなは
だこつちが下位であるということ、
従って収入トータルにおいてははと
うい及ばないのだ、こういうような点も
ありまして、これらを今後の問題点と
してどう解決するかというようなこと
だと思つてあります。これらにつき
ましては、幸い金丸委員からの非常な
御熱意のある御注意もいただきました
からして、この資金の運用の面等につ
きましても、大蔵当局その他関係者と相
談をいたしまして、これが相当の利回り
に運用ができるような方法についても
努力いたしたい、また目下かなり努力
もいたしておりますけれども、特に強
くそういつたようなことを推進して参

りたい、かように考えますし、それか
らこれらに携わる職員の給与その他に
つきましても十分一つ再検討をしてみ
たい、かように考えておるわけであ
ります。

○金丸(徳)委員 これらのことにつ
きましては、なお詳しくいろいろお伺
いたしたい点もございしますが、後
日、提案されました家族保険につ
いてのお尋ねを申し上げるときに、また伺
わせていただくことといたしまして、
一、二資料を一つ私どもの勉強のため
に出していただきたい。それは、簡保
と民保及び共済保険の、終戦後におけ
る業務の進展の比較表、これは資料と
してたびたびちょうだいいたしてお
るのでありますが、ごくしろうとに一目
でわかるような表をお願いできればと
思つておるのであります。同じよう
に、積立金の運用状況これも民保、簡
保、共保などを比較されて、どんな利
回りでどんな方面にどう貸してあるか
というようなことを、ごくしろうとわか
りのするような比較表でちょうだい
さればありがたいのであります。それ
から、これは非常にめんどろで、はな
はだ恐縮であります、できまますな
らば、募集及び維持に当つておる外務の
人たちの勤務態様といひますか、給与
の状況及び訓練状況ですね、こういうよ
うなものを、これも比較——非常にむ
ずかしいかもしれませんが、ざつとの比
較でもいいのでありますが出していた
だきますと、それを一つ参考にして、
またいろいろと私どもの疑問の点をみ
ずから解決することもできるのではな
いか、こう思つてお願いをいたしてお
きます。

○浅香委員長 原茂君。
○原(茂)委員 これは委員長に先に一
つお願いしておきたいのですが、同時
に大臣も自民党の議員だからお願いを
しておきたいのですが、少くとも今回
の国会は相当の重要法案があるにもか
かわらず、両党とも公式の選挙を各種
控えておるのでありますから、相当ス
ピードで法案の審議、予算案の審議等
を行おうということが前提で、この国
会を全議員がその覚悟でやってきてい
るわけでありまして、いつものように
ということはないのですが、非常にだ
らだらと委員会の出席率が——ことに
与党の委員の出席率はほとんど過半数に
達していないままに、いつも委員会が
開かれておる。こんなことでやってい
くことがほんとうはおかしいので、う
ちの理事も委員もその点始終陰では苦
にしているわけです。もう少し出席し
て真剣にやるように、空気だけでも国
民の手前もありまして、一つ委員長か
らも全議員に機を飛ばしてもらつて、
それから大臣からも党内に一つそのく
らいのことを言つてもらわないと、ほ
かのところもその傾向があるのです
が、この委員会は非常にまじめに出
ておるのに、今国会は非常に少な過ぎ
る。この点を一つお願いをしておきた
いと思ひます。

こまかい質問はあとに譲らしてい
たしますが、大臣のこの委員会におけ
る所信あるいは所感の説明がありまし
た。その全体の問題で一点お伺いし
ておきたいのですが、この説明をお聞
きいたしておりますが、全体にいわけ
る今のはやりの低姿勢、特にそり大きな難
問題もないように思ふのですが、労働
問題に関する限りは実に高姿勢で、ず
ばりと割り切つて説明されておる。

「今回の処分は量定に当つては、年末
高姿勢だ。かつて見ない。私どもの言
葉で言う反動性を露骨に出している、
これが今日の政府のやり方なんだと考
えておるわけですね。その一面が、や
はり郵政のこの問題にも現れてきてい
る。私どものひがみかもしませんが、
自由民主党としての労働問題に対処す
る基本方針が実にかつて見ないきびし
いものにきめられていて、その方針に
合せようとするために今回の処分がさ
れておるんだ、決して信頼にこたえ得
たこと等の事情は考慮に入れてない、
こういうふうに私どもは考えるので
すが、この点を一つ御説明願ひたい。

○寺尾國務大臣 処分をいたしまし
たにつぎましては、私はまず原委員にお
断わりを申し上げておきたいことは、
自由民主党の労働者に対するいわゆる
強圧的な非常に強い方針のもとに私が
過日の処分を行なつたではないか、こ
ういうような御質疑であり、また御意
見であつたようでありまして、私は全
然さうでない。しかも、私が労働大
臣あるいは岸総理等から労働問題の処
理に對し、強くやれ、あるいはまた党
の方針がこうだからという指示その他
の暗示を一切私は受けたことはござ
いません。従ひまして、むしろ技術的
と申しますか、処分に値する量定を人事
部長の方で、各監督者、各局の正
しい資料と判断、そういうものに基
いて出して参りました処分、やむを得ず
こういふ理由によつて処分しなければ
ならぬということに對します一応の
基準と申しましようか、あるいは国家
公務員法の違反と申しましようか、法
の違反と申しましようか、そういう職

場における違法行為、あるいは怠業行為、あるいはこれを扇動した本部——何というんですか、今の組合幹部、こういうものに対する量の裁定に對して、私はこれを過日申し上げましたように、大幅に情状を酌量いたしました。このことは、年末首に對する予想された混乱を組合の努力によつて回避し、しかも滞留、遅配等は全然なく、完全に年末首の非常な繁忙期をみごとに乗り切つた、責任を果たしたということにおいて、私は感謝こそすれ、それらのことに對して、そういう努力に對しても報いもしないで、さらに処分をするというふうなことはみじんも考えていないし、またやつた覚えはございません。従ひまして、これらの処分をいたしました、もうやむを得ない、処分をせざるを得ない、そうした違法行為につきましては、原委員にも十分個々についてその資料を御提供申し上げることができると思つております。従ひまして、今回の処分というものは、組合が年末首に公共事業としての使命を果たしたというふうなことを私どもとしては大きく取り上げまして、最小限度というものであります。非常にその範囲を縮小いたしました。普通ならば当然処分をしなければならぬ範囲にある者もこれを除きまして、これを追及することなく、ごく少部分に限つた、こういうことであります。私がそういう点を、党本部等によつての示唆によつてとか、あるいは岸内閣の労働問題に對する非常な強い方針によつてとかいうことは全然ございせんから、この点だけはどうぞ一つ御了承願ひたいと思ひます。

○(原)委員 公式にはそう言わなければいけないでしようし、当然そうしなければいけない立場におられると思ひますが、本来情状酌量をしない、各級機関から出てきた案というものは、こういう案だ、それをこの程度に、こういう情状で引き下げたんだ、それがこうなんだという説明はまたいづれ聞かしていただきます。こまかい処分の受当であるかどうかの内容等に関しましてはまた他の機会もあると思ひますし、これにもきょうは触れませんが、一つ設問をしてお聞きしたいのです。昨年の暮れには私も知つてゐる範囲でもやはり国民は相當に迷惑を受けています。遅配等は間違ひなくありまして、あの前後を通じて、とにかく協定の結ばれないことから遅配というものがずいぶんあつた。ずいぶん迷惑を受けています。その迷惑を受けた国民がその責任をとらせようとするのに、国民の側から言うなら、郵政当局に對して責任を追及したいわけですが、当局はまた大臣を中心に實際にやつてゐるのは組合員なんだから、労働組合が責任を負うべきだ、簡単に言うて、そういう処分、処置の仕方をしてゐるわけですが、私は、労働組合がどんなふうな力があるうとなかろうと、組合を相手にして、そうして郵政業務の円満な運営をはからうという責任はやはり大臣以下にあると思ひます。これを会社の経営にたとえてみます。一つの注文を受けた品物が今月の十日に納まらうとしてゐる。組合に對する経営の側の平素の啓蒙が足りないし、あるいは組合と一体になつて経営の打開に努力するその努力が欠乏してゐた、組合に對する理解の欠除というものもあるでしようから、経営の側だけが百パーセントよくて、組合の側だけが全部悪いということとはあり得ない。お互いに人間ですから、何がしか経営の側にも欠点があるのです。その欠点の何%か知りませんが、それがあつたおかげで遂にうまく品物が納まらずして、二月の十日に納めなければいけない品物が争議その他があつて遂にできなかった。怠業が行われて納期が延びた、そのためにこれが納まらない責任というものは、得意先から会社に至るまで、どうも、きたときに、経営者は、お前、組合が悪いのだというので、減給にする、停職にする、首にするというだけで、一体それが終わるかどうか。私は終らないと思ひます。これは民間の会社だからそうなんです。国家の行政機関だからそうではないのだとは言えなうと思ひます。それはどこに、やはりどういふ理由があるうと、郵便物の遅配という一つの例をとつたときで、その遅配に至る前後の長い間に、郵便物の遅配をしないような円満な運営というものをやる責任がまず当局にある、これと不即の形にある労働者、従業員にあることは間違ひないわけですが、遅配があつた、おくれたという一つのことを考えたときに、その責任が百パーセント組合にある、労働者にある、当局には一つもなかつた、こう言ひ切れるものかどうかな、一つずつお伺ひしてみたいと思ひます。

○寺尾國務大臣 原委員のおっしゃる通りだと思ひます。遅配がある場合におけるこれが責任というものは、まず私が負うべきものだと思ひます。ただ遅配のよつてきたるそのいろいろのフックターの中にも、もしも国家公務員法に違反をした行為があつた、あるいはその他職員として、従業員として当然処分されるような行為をもし個人的にでも行なつたという者がある場合には、これはもちろんそれを追及せざるを得ないのですけれども、郵便業務といたしましての責任というものは当然私が負うべきものだ、かように考へております。

○(原)委員 その私が負おうとなさる責任ですね。何か全然ないとは言わない、多少はあるのだ、そういうニュアンスだけは今大臣の回答からわかつたわけですが、そこで大臣は責任をとられたいのです、たとえば組合の側、その小さな遅配というものに限定して、ある種の法律違反だ、国家公務員法違反だ、何かあるんだというので処分をします。残つた大臣が責任をとる、その責任というものは法律で別に分はされないので、どういふ形で責任をおとりになるのか。責任はあると言ひつぱなしで、言葉で責任があるんだと言つて頭を下けたらそれで終る範圍のものなのか。とにかく理論的に言うなら、責任があると言つて責任をとるなら、どのような形で責任をとるのかというところはやはり明々白々にされた方が労働の慣行上私はいいと思ひます。そのくらの決意、そのくらの責任を持つた態度で、同じ処分をするんだ、お前らが悪いところはお前たちを処分するぞ、おれの悪いところはこういふふにみずから責任をとつてこいうことをするのだといふことがない——民間の会社もそうなんです。最近私の関係するところでも常に私は言つてゐる。社長だから、重役だからといつて相手の責任だけを問うて

おいて、自分の責任を省みないということはいけません。その場合もしこいう事態が起きたときには、その責任は、社長、重役はこいうふうにするのだといふことをはっきり言明しろといつて盛んにやられてゐるのです。またその通りやつてゐますが、そういうときのいわゆる大臣の責任がございませう。その責任をとる形はどういふに現われるのか、それを一つ伺ひたい。○寺尾國務大臣 これは私は、その私の責任であるところの量定と申します。私が辞職しなければならぬといつたような大きな責任であれば、私は当然辞職することによつてその責めを果たすべきなんだ。あるいはこいうことを繰り返さないように努力することが私の責任であれば、その努力を私がやるべきだ。その情状によつて——情状というのと当りませんが、その量定によつて私みずからその責任をとるべきである、この点において私は、原委員と私の気持は何らの開きあるいはズレがない、かように考へております。○(原)委員 遺憾ながら今まで私の知つてゐる範囲でも四、五回処分が行われてきたと思ひます。現大臣は今そうおっしゃつたので私も御信頼を申し上げるよりほかはないのですが、歴代の郵政大臣は大小を問はずその責任をとつた形を現わしたかどうかといふと従来疑問があつたのです。大臣の言明でこれ以上疑うわけにいきませんけれども、辞職をするほどの責任があつた場合にはその決意だと言われど、辞職をするほどとぞうでないほどの責任の限界といふものは私はむずかしいと思ひます。一足飛びに今後再びこいうことを繰り返さないと言ひ

だけでも責任をとるのだという一番軽いところを言われた。私はその中間があると思うのです。これは大臣の非常に潔白な御答弁をいただいたものですから、あえて申し上げるのですが、やはりその辞職と自己反省の中間に、これは全く政治的な取引に考えられては困るのですが、大臣自身の辞職に至らないで、これは割合に中ぐらいの責任を負うべきなんだというときがあったら、それと相殺に組合の側にも強い今後の反省を要求しながら、今回なすべき処分というものは、自分の中ぐらいなところで辞職には至らない責任なんだが、それを自分だけが知らぬ顔をして辞職するに至らないのだからというので、とにかく責任を負うべきだ、こういう言葉で頭を下げてただけで済ませることは、それは非常に不公平だと思ふのです。その場合には、やはり今度は組合の側にも、問題が中ぐらいか小さいのか大きいのか知りませんが、責任があった場合に情状酌量というときには、単に業務上の情状酌量でなくて、自分の反省の上に立って、自分のとるべき責任というものは本来こうあるのだが、辞職をしてここで責任を回避することは避けたいと思うので、辞職をするのは避けたいが、これに準ずる次の段階の責任はやはり負うべきだというふうなことがあったら、やはりそれは組合の側に処分をすべきものをずっと減らして、自分自身で責任をとった形をとることもあり得るわけです。中間の措置としてあり得ると思うのです。

なことは入っていないのじゃないかと思ふ。その点どうでしょう。大臣の気持ちで、この事情しんしゃくをしたという事情しんしゃくの中には、自分の良心に問うてみて、やはりおれにも責任があったのだ、その責任の部分をやりはつきり組合の側にも言つて、おれもとるべき責任が一部あったのだけれども、しかし辞職をして、この責任を回避するわけにはいかないという部分がある、自分の良心に省みてその部分を、一つお前たちにも二度とやつてもらいたくないという前提で、本来こうしたいと思うのだが、こうしたのであるというふうになつておるのかどうか。この処分と情状酌量の関係の中に今の自分の責任に対する反省なり何なりが入つてやつたのかどうか、それだけお伺いしておきます。

○寺尾国務大臣 誘導質問じゃないのでしよけれども、だんだんむずかしくなつてきました。私は率直に申し上げて、郵政大臣という責任の立場にあって、従業員に信頼をされたいというところは、これは実に不幸なことだ、またある意味において自分の不徳のいたすところだ、こういう考えは、私は就任当初から私の心の中と申しますか、私が自分でそういつたような感じを持つておるわけです。従つて特に年末首に釈然として私の注意を、よろしいやりましたよ、十日、十一日の実行使も一つ取りやめます、こういつて幹部が言われたときには、さすがに私は感激をしたわけなんです。従つてそういうことによつて超過勤務もその協約を締結してもらつし、事実においてももう年頭の年賀郵便というものは、全国の各家庭にすみやかに届けられた。私は渋谷で第一便の発車をいたしましたときに、渋谷の郵便局の従業員に対してその感謝の念を皆に伝えたわけでありました。そういうところに私が列席をした感じというものは、もう全通信労働組合というものは何でもかんでも自分に抵抗をしてくる、これは何としても不幸なことだが、しかし一たび若人が、自転車に一ぱいの年賀郵便を積みまして、よろめきながらも雨の中をずっと出発したというところは、私にはかつて感じたことのない感激を覚えたわけでありました。従つてそういう協力によつて予想された混乱というものもをりつぱに克服してこられた、これには何をもちて報いるか、こういう感じまでしたわけでありました。そこへ一月になつて人事部長から、これこれこういうふうないわゆる違法行為者に対する処分の問題が提出されたのでありますから、そのときには私は、あれほど組合としてはりつぱに責任を果たしたのだから、こういうふうな多数の人においては、できるだけこれを罰し、むしろ悪質といつたようなやむを得ない範囲だけにとどめなければ、ただ何時間食ひ込んだからどうだこうだというふうな形式的な処分をすべきでない、こういう気持ちで、今お言葉にもありましたような、非常な私としては情状酌量というふうなことで、もうほんとうにやむを得ないところまでしぼつたということでありまして、そのときに私が、おれの責任も非常に重いものだから、それも勘案してやるのだというほど、私として——これはまことに御無礼な話ですけれども、私がそれほどおれが責任があるのだということには、その処分に対しては考えないわけでありました。ただ私は、日ごろこう

した不幸なことを何とかして解決したい、そして年末首の組合の努力に対しては心から感謝をした、こういう気持ちが動いたわけでありました。こういうことが実際にござります。

○原委員 今おっしゃった中の、従業員から信頼されないことはさびしいことだとおっしゃったのですが、十分従業員も信頼していると思ひますが、大臣が、自分の従業員から信頼されようとしても、従業員の方が自分たちの仲間を信頼するほどに信頼を求めることは立場が違ひますから不可能です。対立する立場にありますから、その対立する立場の中で最もいい協力の方法は何かというので、相互にたんかいに協力の手段なり方法を求め合つておる姿が今の姿ですから、これは立場も相違ひしておる。労使の関係は全通が正しいのですから……従つて初めから労使がまるで仲間みたいに関係し合つたらかえつてストップしてしまふ。切磋琢磨されない。私どもの立場からいへば、これは違つた立場に立ちながら、そこに共通の、どういう方法で一体協力できるかを求めていくということに今の労使の正しい姿があるし、それが発展的なものだ、こういう考えを持つていきますから、大臣が幾ら信頼されようとしても、立場の違ひ労働階級から百パーセント信頼を得ようとしても、これは無理ですから、やはり立場の違つた中で、人間としての信頼性というものをどの程度求めるかということになるかと思ひます。これは百パーセントないからといって嘆いてもむだなことだと思ひますので、前もつて言つておくれです。

そこで今の御答弁に関連しまして、私があえて申し上げたかったのは、たとえば今度の情状酌量の中に、処分は、今言つた実際の遅配その他もなかったということから、情状酌量をしたというのですが、そこでもう一つ突っ込んで、大臣が辞職をするほどの責任を感じて、そいつを加味して——正直でけつこうです。またそうだろうと思ひますが、そういう気持が多少でも前段に返つて、遅配というものがりというトラブルというものが起きるという責任は百パーセント労働組合だけにあるのではないのだ、人間のやつておることだから経営者側にも当局側にもあるのだという反省は絶対に必要だと思ひます。そういうものが多少あつたときにおいて、責任とか、自分自身がとり得る道があると思ふ。あるとするならば、この時期に処分をあつて発表しないといふことが一つ。もう少し他に方法はないかといふようなせんさくをやつていただいて、できることならILO条約の批准というものを国内におきまして——大臣が最もILO条約に対する関心を持つている一人だと思ふので——これは持たざるを得ないのですが、こういう国際的にも進んだ、多くの国々がこれに批准を行なつておるこの種の問題が、わが国において現在批准されるかどうか。国内あるいは自民党内、社会党内、ないし労働階級におきましても一体どういふふうにこれが論議され動いておるか。総括的に見るならば、ことしのおうか来年ごろの間にはどんなことをしても批准される運命にあるのではないかといふ、すこぶる私は必然性を感じておるのです。私はそうなので

す。そういうふうな状態の中では、もう少し歩自民党も考え直し、あるいは最もこれを必要とする大臣の立場において、閣内においても思い切った一つ発言をし、これに対する正しい理解と協力を得るならば、ILO条約に対する批准というものは早期に希望が持てるのじゃないかと私は思う。この種の処分をするという問題が、やがてある時期を延ばしておる間に、批准ができた、ないしは批准ができた、もう問題なくできるようなった、それはいいんだ、こういふきまつたときがくるなら、私はこの処分というものはやはり内容が変つてはしないか、さかのぼつて情状酌量の余地が起つて出てくるのじゃないかと思う。批准ができたとき、もうあと期限の問題だけだ、あと少ししたれば批准をすることに全部世論が一致したという二つの場合、そのときにこれを処分するときは、さかのぼつて考えたときにこの処分の内容というものはだいたい變つてくるところと私は思う。そのだらうです。大臣の先ほどから言われている自分の従業員、子供たちに対する愛情を込めて、多少自分にも責任がある、何とかしたいのだという気持をもう一歩進める、そこまで思いをいたしてらつて、この処分の発表も、もうちょっと努力してみよう、ILOその他を頭に置きながら努力してみよう、今やならければいけないというのなら、そのための時期をもう少しと延ばしてみようというよりな跡が、この処分の発表されるまでに出てこなければならぬ。それがにじんではない。もう少しそういうところをにじん出して、自分も違つた意味で努力をするために、処分

は本来一月二十四日付でやろうと思つたことを、五月なり六月なりに延ばしたのだが、自分の努力の片方の大きな期待というものがとうとう暗中模索してつかみ切れないために、やむなくこの処分の発表になつたのだというやうなことに大臣の説明の文書がなつていた方が私は気がいいし、大臣らしいなあと思う。今までの大臣の御答弁を聞いてもそのくらいの親切さがある、その説明資料全体が親切なあたたかい低姿勢に一貫されてくるのだ。事労働問題に関する限りは高姿勢で、あとはすこぶる低姿勢で言葉もいんぎん丁寧な言葉を使つてやつてゐる、こういうふうなことを。ただ「労働問題についてだけ申し上げます。」と、ぼかんと一つピークをなしておることは遺憾千万だと感じておることを一点だけ申し上げておきます。

次に少し方向を変えて、濱田さんもおられるので、NHK問題を少しお伺いしたい。この間ちやうど総理の施政方針演説のあつた日かの夕方六時に、「子供の時間」の放送を聞きました。それから興味を持って「子供の時間」というのをほとんど欠かさず聞くやうに努力しておりますが、このときの放送に、「子供の時間」で国会の様子が実にわかりやすく親切丁寧に放送されてたのです。私は「子供の時間」というのを全体的にいいですが、これは国民が聞くと思つていますが、やはり本来普通のニュースでも何でも「子供の時間」に子供に解説をするやうなあの程度、あの内容で放送してもらいたいことがたくさんある。おとなですらちやうど難解な言葉がすいぶんあり、そういうものをそのままニュースその

他ではべらべらとしゃべる。これをわかることにして、全国の聴取者はこれを聞いてゐるのですが、私の正直に受けた感じでは、あの「子供の時間」に放送される程度のやさしい解説つきでニュースその他を放送してもらふことの方が、特に国民全体からいふなら私は非常に喜ばれるしわかりやすい、いいんじゃないかと思う。それほど克明に、わかりやすい、いい言葉で解説しましたら、全国民みんなよく頭に入る。六時の「子供の時間」だから、子供だけが聞いていておとなは聞かないか、これはそうではなくて、やはりおとなが一緒に聞いてゐることは間違いない。それほどいい放送です。私が聞いても内容は親切でわかりやすい。しかもおとなが聞いてゐます、私も聞いてゐますから。それほど非常に影響力のある「子供の時間」の当日国会の様子を放送したのに何をしたかといふと、私は施政方針演説といふものの行われるときに大事なことは、それに対する野党である第一党の総裁がこれに質問をするということも行事として当然、これはカッブルで、認識としては常識的に持たれてゐるものだ。総理の施政演説と同時にこれに対する野党のいわゆる代表者の代表質問があるといふことは常識なんです。ところがおとなも子供も聞いて「子供の時間」に、私が聞いてゐましたら、総理の施政方針演説の説明があつた。約四分間克明にありました。それだけなのです。私は聞いていてあと非常に物足りない。社会党の私だから物足りないのじゃなくて、やはり国民もおそらく全体的に物足りない印象を受

けると思う。特に大事なことは「子供の時間」と銘打つて、おとなに子供が聞くだらうという前提であるならば、民主主義の一番大事なことは何といつても一つの見解が発表されたとき、常識的に恒例的にその反対の立場の見解が発表されるということがわかつてゐるときなら、なおさらには私はその反対の立場に立つ見解というものを同時に出してやる、こういうことが子供にもし聞かせようという時間であればなおさら私は必要だと思ふ。「子供の時間」のときに総理の施政方針演説だけが克明に丁寧にわかりやすく放送されてゐて、その反対の第一陣の代表質問のこういう質問があつた、こういう意見が開陳されたということに全然触れないといふことは、編集あるいは編集権の内容に関する問題ですからあえて私がどうしようというのでなくて、国民の一人として率直に物足りない、子供の教育上からいつても、私はやはり大事な国会における代表質問あるいは施政方針演説、これはもうカッブルが常識なので、その場合には一部知らせると同時に、民主的な言論のあり方というものが正しく認識されて、たとえばクラスでいろいろ行事をやるやうなときにも必要なことにもなるわけですから、せつかくのいい機会にいい教育をしよとなさるのに、一方的に総理大臣の施政方針演説だけを、十二分過ぎる放送を、克明丁寧にやつただけで終るといふことは、あの当日にはふさわしからぬ、こう私は思うのですが、大臣と濱田さんの見解をお伺いしたい。

○寺尾閣務大臣 ちやうど私はその放送を聞いておりませんので、私が今そのときの放送についてあるいはまづかつたとかあるいはこうだとか、こういうことは申し上げられませんが、原委員の今の御所見また御質問の点については十分私もわかります。ただそれに対する批判というものは、私聞いていないものですから、原委員の御質問、御所見をつつしんで拝聴いたしましたと思ひます。

す。そういうふうな状態の中では、もう少し歩自民党も考え直し、あるいは最もこれを必要とする大臣の立場において、閣内においても思い切った一つ発言をし、これに対する正しい理解と協力を得るならば、ILO条約に対する批准というものは早期に希望が持てるのじゃないかと私は思う。この種の処分をするという問題が、やがてある時期を延ばしておる間に、批准ができた、ないしは批准ができた、もう問題なくできるようなった、それはいいんだ、こういふきまつたときがくるなら、私はこの処分というものはやはり内容が変つてはしないか、さかのぼつて情状酌量の余地が起つて出てくるのじゃないかと思う。批准ができたとき、もうあと期限の問題だけだ、あと少ししたれば批准をすることに全部世論が一致したという二つの場合、そのときにこれを処分するときは、さかのぼつて考えたときにこの処分の内容というものはだいたい變つてくるところと私は思う。そのだらうです。大臣の先ほどから言われている自分の従業員、子供たちに対する愛情を込めて、多少自分にも責任がある、何とかしたいのだという気持をもう一歩進める、そこまで思いをいたしてらつて、この処分の発表も、もうちょっと努力してみよう、ILOその他を頭に置きながら努力してみよう、今やならければいけないというのなら、そのための時期をもう少しと延ばしてみようというよりな跡が、この処分の発表されるまでに出てこなければならぬ。それがにじんではない。もう少しそういうところをにじん出して、自分も違つた意味で努力をするために、処分

は本来一月二十四日付でやろうと思つたことを、五月なり六月なりに延ばしたのだが、自分の努力の片方の大きな期待というものがとうとう暗中模索してつかみ切れないために、やむなくこの処分の発表になつたのだというやうなことに大臣の説明の文書がなつていた方が私は気がいいし、大臣らしいなあと思う。今までの大臣の御答弁を聞いてもそのくらいの親切さがある、その説明資料全体が親切なあたたかい低姿勢に一貫されてくるのだ。事労働問題に関する限りは高姿勢で、あとはすこぶる低姿勢で言葉もいんぎん丁寧な言葉を使つてやつてゐる、こういうふうなことを。ただ「労働問題についてだけ申し上げます。」と、ぼかんと一つピークをなしておることは遺憾千万だと感じておることを一点だけ申し上げておきます。

次に少し方向を変えて、濱田さんもおられるので、NHK問題を少しお伺いしたい。この間ちやうど総理の施政方針演説のあつた日かの夕方六時に、「子供の時間」の放送を聞きました。それから興味を持って「子供の時間」というのをほとんど欠かさず聞くやうに努力しておりますが、このときの放送に、「子供の時間」で国会の様子が実にわかりやすく親切丁寧に放送されてたのです。私は「子供の時間」というのを全体的にいいですが、これは国民が聞くと思つていますが、やはり本来普通のニュースでも何でも「子供の時間」に子供に解説をするやうなあの程度、あの内容で放送してもらいたいことがたくさんある。おとなですらちやうど難解な言葉がすいぶんあり、そういうものをそのままニュースその

他ではべらべらとしゃべる。これをわかることにして、全国の聴取者はこれを聞いてゐるのですが、私の正直に受けた感じでは、あの「子供の時間」に放送される程度のやさしい解説つきでニュースその他を放送してもらふことの方が、特に国民全体からいふなら私は非常に喜ばれるしわかりやすい、いいんじゃないかと思う。それほど克明に、わかりやすい、いい言葉で解説しましたら、全国民みんなよく頭に入る。六時の「子供の時間」だから、子供だけが聞いていておとなは聞かないか、これはそうではなくて、やはりおとなが一緒に聞いてゐることは間違いない。それほどいい放送です。私が聞いても内容は親切でわかりやすい。しかもおとなが聞いてゐます、私も聞いてゐますから。それほど非常に影響力のある「子供の時間」の当日国会の様子を放送したのに何をしたかといふと、私は施政方針演説といふものの行われるときに大事なことは、それに対する野党である第一党の総裁がこれに質問をするということも行事として当然、これはカッブルで、認識としては常識的に持たれてゐるものだ。総理の施政演説と同時にこれに対する野党のいわゆる代表者の代表質問があるといふことは常識なんです。ところがおとなも子供も聞いて「子供の時間」に、私が聞いてゐましたら、総理の施政方針演説の説明があつた。約四分間克明にありました。それだけなのです。私は聞いていてあと非常に物足りない。社会党の私だから物足りないのじゃなくて、やはり国民もおそらく全体的に物足りない印象を受

けると思う。特に大事なことは「子供の時間」と銘打つて、おとなに子供が聞くだらうという前提であるならば、民主主義の一番大事なことは何といつても一つの見解が発表されたとき、常識的に恒例的にその反対の立場の見解が発表されるということがわかつてゐるときなら、なおさらには私はその反対の立場に立つ見解というものを同時に出してやる、こういうことが子供にもし聞かせようという時間であればなおさら私は必要だと思ふ。「子供の時間」のときに総理の施政方針演説だけが克明に丁寧にわかりやすく放送されてゐて、その反対の第一陣の代表質問のこういう質問があつた、こういう意見が開陳されたということに全然触れないといふことは、編集あるいは編集権の内容に関する問題ですからあえて私がどうしようというのでなくて、国民の一人として率直に物足りない、子供の教育上からいつても、私はやはり大事な国会における代表質問あるいは施政方針演説、これはもうカッブルが常識なので、その場合には一部知らせると同時に、民主的な言論のあり方というものが正しく認識されて、たとえばクラスでいろいろ行事をやるやうなときにも必要なことにもなるわけですから、せつかくのいい機会にいい教育をしよとなさるのに、一方的に総理大臣の施政方針演説だけを、十二分過ぎる放送を、克明丁寧にやつただけで終るといふことは、あの当日にはふさわしからぬ、こう私は思うのですが、大臣と濱田さんの見解をお伺いしたい。

○原(茂)委員 私もNHKを非難する立場をとつておるのじゃないのですから、決してしつかりなんかないでいいと思ひます。ただ国民の一人として見まして、今大臣と濱田さんのおっしゃつたやうな立場で望ましい運営をなされることを期待したいという意味で申し上げたわけで、決して非難めいたことを申し上げておるものではありません。

せん。気づいたままを申し上げたわけです。あとはいずれ……。

○浅香委員長 この際理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事武知勇記君、片島浩君、森本靖君からそれぞれ理事を辞任したいとの申し出がありましたので、これを承認し、その補欠選任については先例により委員長において指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浅香委員長 御異議なしと認め、理事に進藤一馬君、原茂君及び金丸徳重君を指名いたします。

次会は十一日水曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

通信委員会議録第五号中正誤

ページ 行 誤 正

一三 三 進めてたき 進めてきた